

# 自動販売機設置管理業務契約書（案）

福井県（以下「甲」という。）と設置事業者（以下「乙」という。）とは、飲料自動販売機（以下「自販機」という。）の設置および管理に関し、次の条項により契約を締結する。

## （目的）

第1条 本契約は、甲の施設利用者等に対する福利厚生とサービス向上のため、甲の施設内に自販機を設置管理し、飲料を提供することを目的とする。

## （設置使用箇所）

第2条 甲は、乙が次のとおり自販機を設置し飲料を販売することを承諾する。

施設名	所在地	設置箇所	設置面積
福井県立鯖江青年の家	鯖江市上野田町19-1	宿泊棟1階 ラウンジ	2.5㎡ (幅2.5m×奥行1.0m)

## （用途の指定）

第3条 乙は、前条の設置使用箇所を「自動販売機の設置場所」として使用するものとし、この目的以外に使用してはならない。

2 乙は、自販機の設置管理に当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

## （契約期間）

第4条 契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## （建物等使用料）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の設置使用箇所を無償で使用させるものとする。

## （光熱水費）

第6条 甲は、乙が設置する自販機の稼働に要した光熱水費を負担するものとする。

## （販売商品及び販売価格）

第7条 乙が販売する商品および販売価格は、別紙「仕様書」のとおりとする。

## （販売手数料）

第8条 乙は、毎月の自販機による売上高を月末締め集計し、翌月10日までに甲に報告しなければならない。

2 乙は、毎月の売上にかかる販売手数料を四半期ごとに甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

3 毎月の売上に係る販売手数料（消費税を含む）は、第1項の売上高（消費税を含む）に販売手数料率〇〇.〇%を乗じて得た金額（1円未満切捨て）とする。

（延滞金）

第9条 乙は、前条に基づき、甲が定める納入期限までに販売手数料を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、福井県県税外収入金徴収条例（昭和28年福井県条例第30号）第8条で定める割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（売上金の帰属）

第10条 自販機による売上金は、乙に帰属するものとする。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は免除する。

（契約不適合責任）

第12条 乙は、本契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、設置使用箇所が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、設置使用箇所の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、損害賠償の請求および本契約の解除をすることができないものとする。

（維持保全義務）

第13条 乙は、設置使用箇所を善良な注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、設置使用箇所の全部または一部が滅失または毀損した場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

（維持補修）

第14条 甲は、設置使用箇所の維持補修の責を負わない。

2 設置使用箇所の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 乙は、設置使用箇所を第三者に転貸し、またはこの契約によって生じる権利等を譲渡し、もしくはその権利等を担保にすることができない。

（実地調査等）

第16条 甲は、設置使用箇所について、随時実地調査をし、乙に対し報告または書類の提出を求めることができる。この場合において乙はその調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはならない。

#### (契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 甲が設置使用箇所を公用または公共用に供するため必要とするとき、その他必要が生じたとき。

(2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(4) 前各号のほか乙の責に帰する事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 前項第1号の規定により契約を解除する場合には、甲は、契約を解除する日の6ヶ月前までに、書面により乙に通知するものとする。

3 乙は、契約期間にかかわらず、いつでも本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約を解除する日の3か月前までに書面により甲に通知するものとする。ただし、売上高の減少を事由に本契約の遂行が困難と認められる場合は、解除する日の1か月前までに甲に通知するものとする。

#### (違約金)

第18条 乙は、前条により本契約が解除された場合（第1項第1号および第3項ただし書きを事由とした場合を除く）は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に支払うものとする。

2 前項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

#### (設置使用箇所の返還)

第19条 乙は、契約期間が満了したとき、または第17条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する日までに設置使用箇所をその所在する場所において甲に返還しなければならない。

#### (原状回復)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、自己の負担において設置使用箇所を原状に回復しなければならない。ただし、甲が回復する必要がないと認めるときはこの限りでない。

(1) 乙の責に帰する事由により設置使用箇所を滅失または毀損したとき

(2) 前条の規定により設置使用箇所を返還するとき。

#### (損害賠償等)

第21条 乙は、自販機の設置および管理の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、自販機の設置および管理の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(有益費の請求権の放棄)

第 22 条 乙は、第 4 条に規定する契約期間が満了したときは、設置使用箇所に投じた有益費、必要経費およびその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第 23 条 この契約の締結および履行に関して必要な経費は、すべて乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 24 条 乙は自販機の設置および管理中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、本契約終了後および契約解除後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第 25 条 本契約に関して疑義が生じたとき、または本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 26 条 本契約に関して訴訟等が生じた場合は福井地方裁判所を第 1 審の管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通保管する。

令和 8 年 4 月 日

甲 鯖江市上野田町 19-1

福井県立鯖江青年の家

所長

※電子契約となる場合は、甲は福井県知事となる。

(紙による場合は鯖江青年の家所長となる)

乙